

平口 洋 法務大臣 殿  
丸山秀治 出入国在留管理庁長官 殿  
山崎 浩一 福岡出入国管理局長 殿

## ベトナム人技能実習生グエットさんの在留資格(「技能実習2号 ロ」)

### の在留期間の更新の許可を求める要請書

#### 一、死体遺棄被告事件の有罪判決の経緯

2024年2月2日に福岡市内の友人の住む寮の居室で、男児を死産したベトナム人技能実習生 NGUYEN THI NGUYET(以下、グエットさんという)は、同年2月6日に死体遺棄罪容疑で逮捕され、同年2月27日福岡地方検察庁から同罪で起訴されました。以後、勾留段階から無罪を主張してきました。しかし、2025年3月7日福岡地方裁判所で有罪(懲役1年6月、執行猶予3年)の判決が宣告されそして、福岡高等裁判所に控訴しましたが、同裁判所でも2025年11月4日控訴棄却の判決が宣告されました。さらに最高裁判所に上告しましたが、2026年3月9日最高裁判所第二小法廷(三浦守裁判長)は、グエットさんの上告の申立てを棄却する決定を行いました。この棄却決定に対して、同年3月13日に異議申立を最高裁判所に対して行いましたが、最高裁判所は、2026年3月27日異議申立を棄却する決定を行い、グエットさんの死体遺棄被告事件は、一審の有罪判決(懲役1年6月、執行猶予3年)が確定しました。

#### 二、在留資格の期間更新許可申請の経緯

グエットさん(以下、申請人という)の在留資格(「技能実習2号ロ」)在留期間更新許可申請は、グエットさんの申請取次者である監理団体が福岡出入国在留管理局(以下、入管という)2026年1月29日申請(申請番号 E 第40094)していました。そして、入管は、監理団体に対して審査が終了したとして結果を知らせる「通知書」のはがきを2026年3月9日付けで郵送しました。最高裁判所の上告棄却決定は同年3月9日ですが、申請人がそれを受け取ったのは同年3月11日であり、グエットさんの監理団体が、最高裁の上告棄却決定を入管に知らせたのは同年3月12日でした。同日監理団体がこの通知書と旅券及び在留カード、収入印紙6000円を持って新しい在留カードを受け取る旨伝えましたが、入管から「連絡があるまで待つように」に言われました。そして、監理団体が同年3月16日に申請人が最高裁判所に異議申立をおこない、係争中である旨を入管へ伝えたところ、入管から「異議申し立ての結論が出るまでどのぐらいの期間がかかるのか」との質問があり、監理団体から「約2週間程度」と回答しました。入管からは、「異議申し立ての結論がでるまで申請人の審査は停止し、異議申立の決定ができれば、知らせるように」との連絡がありました。そして、最高裁判所が同年3月27日に異議申立を棄却する決定を行い、同年

4月2日に福岡入管に異議申立の棄却決定書が届きました。

グエットさんは、現在「技能実習2号口」(在留期間4月 在留期限2026年3月27日)の在留資格で、在留期間の更新許可申請中です。グエットさんは、刑事裁判最終後も、日本で在留と技能実習の継続を強く望んでいます。以上の経緯をふまえ、以下の理由でグエットさんの技能実習2号口の在留資格の在留期間更新の許可を要請します。

(1) 入管の審査は、通知書の日付2026年3月9日に終了しており、その結果に基づいて、申請人の在留期間更新許可を認めること。

入管が申請人の刑事裁判の新たな事情として同年3月12日に知った上告棄却の決定については、審査が終了した以降の新たな事情であり、本件申請については許可し、許可された在留期間の次の更新許可申請の審査時に考慮して判断すべきであること。

(2) 申請人が有罪となった刑法第190条死体遺棄罪は、出入国在留管理及び難民認定法(以下、入管法という)に規定する第24条の退去強制事由となる犯罪ではなく、有罪判決でも執行猶予がついており、1年以上の実刑ではないので、退去強制事由に該当しないこと、

(3) 申請人は来日後の2022年9月以降から、2024年2月逮捕から同年10月までの期間を除いて、2026年3月現在まで食品加工の会社で、技能実習を継続して「現に有する在留資格に応じた」活動を行っており、子どもを妊娠して来日し、在留中に死産し、死体遺棄罪で有罪判決を宣告された以外、他に在留中の問題をおこしていないこと、

(4) 過去、申請人と同様に来日前妊娠し、死体遺棄罪で起訴され、懲役1年4月、執行猶予3年の有罪判決を宣告され有罪となった技能実習生が、判決確定後、技能実習の在留資格を申請して許可された事例があること、

## 要請書集約団体 連絡先

### コムスタカ—外国人と共に生きる会

〒862-0950 熊本市中央区水前寺3丁目2-14-302 須藤眞一郎行政書士事務所気付

電話 096-383-4136 FAX 096-285-3411

電子メール [groupkumustaka@yahoo.co.jp](mailto:groupkumustaka@yahoo.co.jp)

2026年 4月 2日現在 16団体

- ベトナム人技能実習生グエットさんの裁判を支援する会
- コムスタカ-外国人と共に生きる会
- 外国人技能実習生権利ネット・北九州
- 平和を求め軍拡を許さない女たちの会・熊本
- 移住者と共に生きるネットワーク・九州
- アジアに生きる会 ふくおか
- 福岡コモン研究会
- 日本キリスト教婦人矯風会・熊本グループ
- 東アジアに平和を！市民行動
- アジア ソーシャルワーク創造協会-ASCA
- 嘉島町の命とみらいを守る会
- アジア女性資料センター
- 「SOSHIREN 女(わたし)のからだから」
- #もっと安全な中絶をアクション(ASAJ)
- ふえみんベトナムプロジェクト
- (公財)日本キリスト教婦人矯風会